

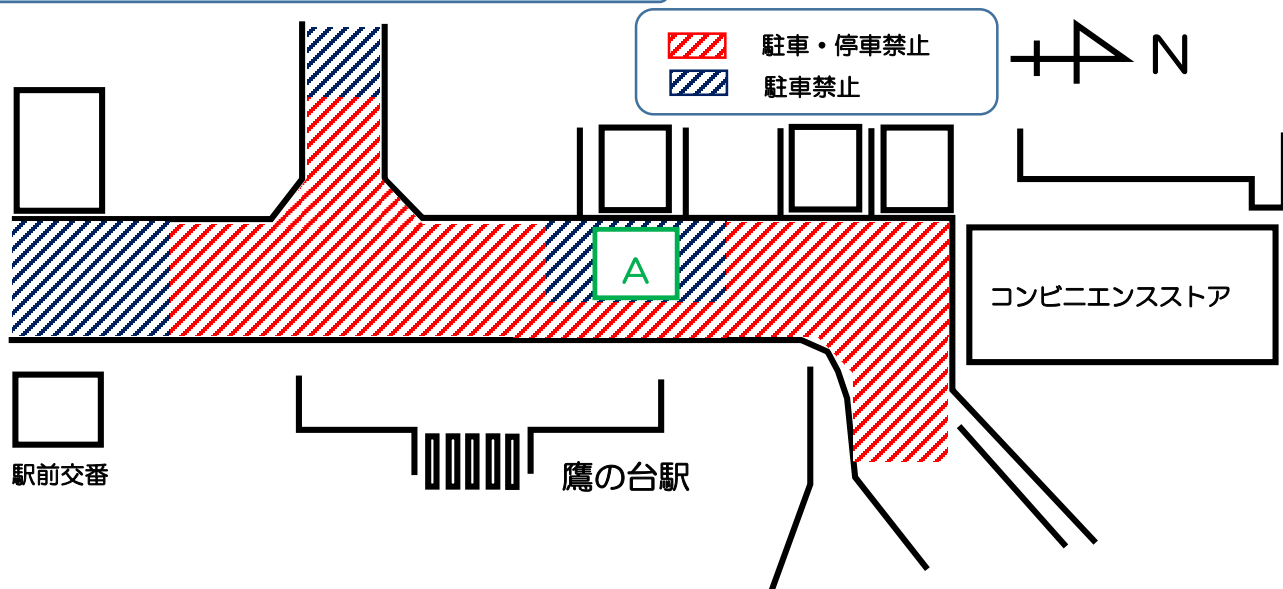
改札前の駐停車について

鷹の台駅改札前の道路における駐車・停車の規制について

道路交通法により、次の場所では駐車や停車が禁止されています。（鷹の台駅改札前の道路に該当するものを抜粋）

- 1 駐車禁止の規制がされている区間 ⇒ 駐車禁止
- 2 交差点とその端から5メートル以内 ⇒ 駐車・停車禁止
- 3 道路の曲がり角から5メートル以内 ⇒ 駐車・停車禁止
- 4 消火栓標識等から5メートル以内 ⇒ 駐車禁止
- 5 車両の左側75センチの範囲 ⇒ 駐車・停車禁止

<改札前の駐車・停車の規制のイメージ図>



上記の規制図のとおり、改札前の道路の大半で、駐車・停車をすることはできませんが、「A」の箇所では停車は可能となっています。

しかし、右写真のように、改札前に駐停車する車両があると、歩行者にとって危険な状況になることや、禁止区域に駐停車車両が頻繁に見受けられることから、今回の整備ではこれまで無かったタクシーや一般車両などが停車できるスペースを駅前広場内に設けることとしています。

<写真> 改札前の駐停車の様子

